

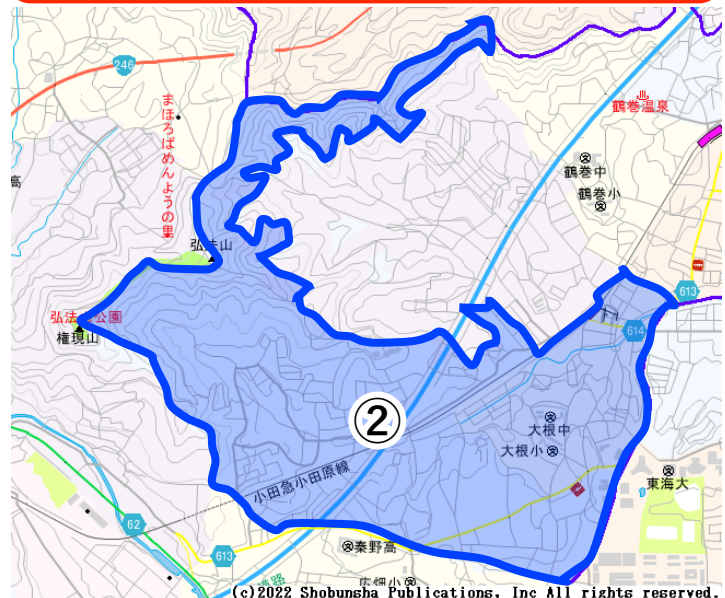
令和6年自転車指導啓発重点地区・路線

【秦野警察署】



① 県道70号（秦野清川）

- ・県道70号に接するヤビツ峠は、ロードバイクを乗る者の中では「聖地」と言われ、ヒルクライム目的の通行者が多く、単独転倒等の交通事故が発生。
（令和5年中自転車関連人身事故3件）
- ・交通事故防止及び自転車利用のマナー改善が求められる路線となっているため。



この地図の全部又は一部を複製することを禁じます。

② 南矢名地区 （小田急線東海大学前駅周辺）

- ・買物等での自転車利用者が多く、並進や歩道通行する自転車も多い。
- ・自転車関連人身事故が多発（令和5年中5件）
- ・自転車利用者のルール違反やマナーについての要望多数

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！ ★

- 1 歩道は、歩行者優先！
自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。
- 2 ながら運転は危険！
片手運転になったり、周りの危険を発見することができず、重大な交通事故につながる危険な行為です。絶対にやめましょう！
- 3 「止まれ」では確実に一時停止を！
一時停止場所や見通しの悪い交差点では必ず一時停止しましょう。

①～②の地区・路線で、よく見られる自転車利用者の違反形態

- スピード超過
- 歩道での歩行者妨害等
- 携帯電話を使用しながらの運転
- 踏切一時不停止

